

パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託事業者募集要項

第1 公募の趣旨

多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）は、大規模改修を経て令和4年3月にプレオープンし、多摩市ではプレオープンに合わせてパルテノン多摩4階の西側エリアにおいて、子育て支援機能を設定し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項による「地域子育て支援拠点」として位置づけている。

本取り組みにより、児童福祉法の理念に則り、子どもの健やかな成長を支えるとともに、保護者の孤立感や負担感の緩和を図りながら、多摩センター地区の賑わい創出にも寄与することを目指している。この目的達成のための基本的な4つの機能を実施するとともに、さらに効果的な取り組みも併せて実施できることを目指して、プロポーザル（企画提案）方式によりこの事業を受託する事業者を公募するものである。

第2 プロポーザル（企画提案）方式を採用する理由と導入効果

本事業はパルテノン多摩4階に指定するエリアで実施するということと、まちの賑わい創出にも資するという目的もあることから、基本的な機能を実施することに加えて、事業者のアイデアを事業に取り込むことで副次的または相乗的な効果が期待できることから、価格競争という視点のみではなく、限られた事業経費の中で、新たな事業等を実施できるようプロポーザル方式を採用する。

第3 応募資格

本事業への応募資格は、下記の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 子どもの育ちや保護者の支援に関する業務や活動の実績を3年以上有すること。
- (2) 特定非営利活動法人、一般社団法人、保育所を運営する社会福祉法人、幼稚園を運営する学校法人等又は民間企業（株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。）
（応募時点）
- (3) 児童福祉法の理念の下、パルテノン多摩において、子育てひろば事業、利用者支援事業、講習会やイベント、一時保育事業等を円滑に実施できる体制を計画し実行することができること。（応募時点）
※本業務の全部を一括して第三者に委任することはできません。業務の一部を第三者に委任するときは、市の承諾を必要とする。
※以下（4）から（9）の適用については本事業の申込をした時点（応募時点）であること。
- (4) 国税、地方税等についての未納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、多摩市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (6) 過去1年以内に多摩市もしくは国及び他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振

の状態を脱したと認めた場合は除く〕にないこと。(ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない)

(8) 多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれら二親等内の親族が経営する企業等、または実質的な支配力を持つと思われる企業等でないこと。

(9) 過去5年以内に、個人情報漏洩等の事項について、判決による罰金もしくは和解金の支払いがないこと。

第4 委託期間

期間：令和9年2月1日から令和14年3月31日

ア 準備引継業務（令和9年2月1日から令和9年3月31日）

イ 本業務（令和9年4月1日から令和14年3月31日）

第5 施設

(1) 所在地：東京都多摩市落合2-35（別添資料1「事業実施エリア平面図」参照）

(2) 施設名称：多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）

(3) 敷地面積：112,991.19㎡（多摩中央公園全体）

建物面積：7,101㎡

延床面積：15,282.59㎡（全体）

遊戯室（4階）：33.63㎡

一時保育室（4階）：25.29㎡

事務室（4階）：61.08㎡（31.68㎡+前室/廊下29.4㎡）

子ども広場（4階）：388.56㎡

※上記のうち、遊戯室、一時保育室、事務室は専有施設。

(4) 駐車場等：①パルテノン多摩東・西駐車場 各約84台

②多摩センター地区共同利用駐車場 約2,950台

※受託者用の駐車スペースは無いため、近隣の有料駐車場を契約すること。

(5) 施設管理：多摩市の指名する指定管理者

第6 運営条件及び業務内容

(1) 施設関係

ア 事業対象者：パルテノン多摩に来館する、妊婦及びパートナー、小学校3年生以下程度の者及びその保護者

イ 休館日：12月29日から1月3日まで（それ以外に毎年度20日程度、施設点検等に伴う休館日が別途あり）

ウ 開館時間：午前9時から午後6時まで（パルテノン多摩の開館は午前9時から午後10時）

エ 施設及び備品：現行の施設・備品の中で行う。ただし、大型遊具については市と協議する

オ その他：地域子育て支援拠点として位置づける

(2) 準備引継業務

前委託事業者との業務引継ぎ

(3) 子育てひろば事業

ア 業務内容：子ども及び保護者等に対し、遊びや交流の場を提供するとともに、子育て親子等に対する育児不安等についての相談・援助などを行う。

イ 利用対象者：パルテノン多摩に来館する小学3年生以下程度の子ども及びその保護者

ウ 施設：遊戯室及び子ども広場

エ 実施時間：午前9時から午後6時まで

オ 職員配置：常時2名以上

(4) 利用者支援事業

ア 業務内容：子育て親子や妊婦及びパートナーが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する。

(5) 講習会やイベント

ア 業務内容：子どもの成長や保護者等の子育てに資する講習会やイベントを月2回以上実施する。

(6) 一時保育事業

ア 業務内容：保護者がパルテノン多摩の催し物を鑑賞する等の理由により、その子どもを短時間保育する事業を提供する。

イ 利用対象者：パルテノン多摩に来館する満1歳以上で小学校3年生までの児童

ウ 施設：一時保育室（1室）

エ 実施時間：午前9時から午後6時まで

オ 利用定員：7名程度

カ 利用申込：一時保育事業の利用は事前予約制を原則とするが、事前予約に基づき一時保育を実施している間、利用枠の空きに応じて随時受付による一時保育を実施する。

キ 利用料金：一時保育の利用の際、利用者は別に定める利用料金を負担することとなるが、その徴収は市が設置する券売機により行い、市の歳入とする。

(7) その他

上記（2）から（6）までの事業のほか、事業者の提案により実施する事業。

(8) サービス水準の維持

標準要求書、関連法律、関連要綱等で定めるサービス水準を維持し、その上で法人としての実績や創意工夫を活かし、利用者サービスの向上及び事業の質の向上に努めるものとする。

(9) 職員配置

ア 事業管理責任者の配置

子育てひろば事業、利用者支援事業、講習会・イベント、一時保育事業の利用調整等を実施するため、事業管理責任者を1人配置し、業務の日常的な管理運営を行う。事業管理責任者は、週40時間勤務の常勤職員とする。

イ 子育てひろば事業担当者の配置

子育てひろば事業担当者の数は、2人以上とする。

子育てひろば事業担当者は都道府県の実施する子育て支援員研修（地域子育て支援コース）を修

了し、育児・保育に関する相談・援助等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した者とする。

ウ 利用者支援事業担当者の配置

利用者支援事業担当者の数は、1人以上とする。

利用者支援事業担当者は都道府県の実施する子育て支援員研修（地域子育て支援コース）を修了している者

エ 一時保育事業担当者の配置

一時保育担当者の数は、事業実施時は満1～5歳児3人につき1人以上とする。一時保育担当者は保育士の資格を有する者を半分以上配置することとし、保育士以外の職員は都道府県の実施する子育て支援員研修（地域保育コース）を修了している者とする。

オ その他の職員

アからウの職員のほか、必要な事務職員等を配置することができる。

(10) その他の仕様について

市と選定事業者の責任分担は、原則として別添資料2「リスク分担表」によることとする。その他の仕様については、別添資料3「パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託標準要求書」を参照のこと。

第7 職員の勤務条件等における法令遵守

職員の勤務条件等については、労働基準法をはじめとする関係法令に規定する最低基準を遵守すること。

職員の健康診断については、労働安全衛生規則で規定している検診内容に準じて採用時及び年1回実施するものとする。（別添資料4「健康診断実施内容」参照）

また、本事業は平成24年度から施行された多摩市公契約条例の対象事業となっている。条例内容を確認し、上記法令に加え、本条例に基づく労働条件の向上等に努めること。

（多摩市公式ホームページ内参照）

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/1005547.html>

トップページ > 市政情報・職員採用 > 事業者向け情報・契約情報 > 契約・入札 > 公契約関係 > 公契約制度

第8 委託業務に関する提案について

パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託の実施に関して、前記第3から第6を基本として、次の項目について提案すること。

(1) 委託業務実施についての基本理念・基本方針について（様式4）

(2) 委託業務に従事する職員について（様式5）

ア 採用方法

イ 資格、経験等

ウ 雇用形態

エ 賃金体系

オ 研修体制

カ 健康管理

キ 具体的な職員の配置及び配置時間

ク 事業管理責任者予定者経歴書

(3) 委託業務の内容及び方法について（様式6）

ア 子育てひろば事業

- ・子育て親子の交流の具体的実施方法
- ・子育て親子の相談援助の具体的実施方法
- ・子育て関連情報の提供方法
- ・子育て支援に関する講習等の実施方法
- ・その他独自の事業について

イ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用に関する情報集約、提供、相談、利用支援、援助の実施方法

ウ 講習会やイベント

講習会やイベントの具体的な内容及び実施方法

エ 一時保育事業

- ・利用児童の保育の具体的方法
- ・保護者に対する相談の具体的方法

オ その他事業

- ・上記アからエまでの事業以外で事業者の提案により実施する事業の内容及び実施方法

カ 共通事項

- ・事業全体の方針、コンセプトや各事業の実施内容の提案にあたり、パルテノン多摩という場所の特性を活用した事業内容であること。文化、芸術、公園、図書など、関連するテーマ、近隣地域や企業との連携を取り入れた遊び等の展開を提案すること。

(4) 児童虐待への対応（様式7）

事業を実施する中で虐待と思われるケース、虐待の発生防止又はリスクがあると思われるケースについて多摩市こども家庭センターに連絡するとともに対応に協力すること。

(5) 事故防止・安全対策・事故発生時の対応について（様式8）

委託業務遂行中の事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について提案すること。なお、施設の消防計画の中で自衛消防隊を組織している。

(6) 受託に要する経費について（様式9）※積算内訳を添付のこと。

以下の条件を踏まえ本事業の受託・運営に必要な5年間の経費について提案すること。

ア 維持管理費用として、事業にかかる電気・上下水道・ガス・通信や電話に係る費用及び施設内定期清掃・設備保守点検・施設賠償保険等の施設管理に係る費用、利用者への補償保険費、利用者及び職員に対する傷害保険に係る経費等すべて法人で負担すること。

イ 事業実施に必要な物品のうち、施設既存の市所有備品については、施設備品として使用することができ、施設備品以外で本事業実施に必要な物品については、法人での対応とすること。

ウ 市では運營業務委託にあたり、次の金額を契約目途額とする。

・業務委託契約 (総 額) 264,691,000円 (非課税)

※本件は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「第二種社会福祉事業」のため、消費税法第6条第1項に基づき非課税

※うち 令和 8年度分	0円
令和 9年度分	46,607,000円
令和10年度分	49,565,000円
令和11年度分	52,723,000円
令和12年度分	56,097,000円
令和13年度分	59,699,000円

(7) 衛生管理 (様式10)

遊戯室、一時保育室、事務室、こどもひろば等の日常管理における施設内の物品の配置や空調の管理、衛生的な管理について提案すること。

(8) 苦情処理について (様式11)

委託業務遂行の中でもたらされる苦情への対応について提案すること。

(9) 広報や集客の方法について (様式12)

より多くの妊婦及びパートナーや子どもとその保護者に事業を利用してもらうための、広報の方法や広報以外での集客の工夫について提案すること。

(10) 家庭・関係機関連携について (様式13)

ア 保護者との連携・交流について

イ 相談機関、医療機関等との連携について

(11) 準備引継業務期間での考え方について (様式14)

本事業の受託にあたっては、職員派遣等の必要な措置により、本業務に向けた関連団体（パルテノン多摩、多摩中央公園、図書館及びそれらの関連団体）との連携を進める必要がある。このことについて期間、方法、内容等を含め具体的に提案すること。

(12) こども性暴力防止法及び職員による不適切な対応（虐待）について (様式15)

令和8年12月25日施行の「こども性暴力防止法」による対応する事業として、一時保育事業が認定対象となることから、法制度の趣旨に基づき国の認定を受け、適切な取組を行うこと。

また、職員による虐待行為を見逃さず未然防止に努める必要から、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省）」を参照し適切な対応を行うこと。

第9 審査会の設置

プロポーザル（企画提案）方式により事業者を決定するため、次のとおり審査会を設置する。

(1) 審査会の設置

審査会は、提案内容等について別に定める審査基準に照らして審査し、最適受託候補者を決定。指名選定委員会での審議を受け、市長に報告する。

(2) 審査会の構成

市民、税理士及び関係部課長7名をもって構成する。

- a 子ども青少年部参事（委員長）
- b 子ども青少年部こども家庭センター長（副委員長）
- c 子ども青少年部子ども・若者政策課長
- d 子ども青少年部子ども家庭相談担当課長
- e くらしと文化部文化・生涯学習推進課長
- f 市民（子ども・若者・子育て会議委員）
- g その他（税理士）

第10 審査について

プロポーザル（企画提案）方式により、応募法人から提出された事業計画書について、審査会による書類審査等を行い、合議により総合的に評価を行う。その評価を踏まえ市長が委託法人を選定する。審査の方法（流れ）は次の通りとする。

（1）審査の方法

a 参加資格審査

資格審査として、法人の運営状況、財務状況等について、書類審査を実施する。なお、参加資格審査において運営状況、財務状況が不適格とみなされた事業者は失格とする。

b 一次審査

参加資格要件を満たした事業者による提案資料をもとに、審査会における審査により一次通過者を選定する。一次通過者は一次審査の配点の50%以上を獲得した事業者のうち、上位4者を選定する。点数が同一の場合には審査会の多数決により順位を決定する。なお、多数決が同数の場合には委員長が決することとする。

c 二次審査

一次審査通過事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、それらの内容を含め企画提案内容を審査し、運営状況等を含めて総合的な評価を行い、最適受託候補者を選定する。

審査にあたっては、一次審査と二次審査を合計した点数の高い順に順位付けを行い、最も得点の高いものから最適受託候補者及び次席者を決定する。

また、同点の場合は、審査会の多数決により決する。なお、多数決が同数の場合には委員長が決する。

d 共通事項

一次審査及び二次審査は審査委員ごとに採点し、その点数を合算した点数を評価点とする。

また、審査の過程で審査委員に不当接触した者または接触しようとした者は失格とする。

（2）審査の基準

評価項目・配点（一人当たり）

法人の運営状況（配点：50点）				
評価項目	一次配点	二次配点	審査委員数	満点
1. 透明性の確保	10	—	×7	70

2. 外部評価（第三者サービス評価）	10	—	×7	70
3. 個人情報保護	10	—	×7	70
4. 子育て支援に対する取組み	10	10	×7	140
＜小計＞ ①	40	10	×7	350
子どものエリア事業業務委託に関する企画提案（配点：340点）				
評価項目	一次配点	二次配点	審査委員数	満点
1. 事業の運営理念	5	5	×7	70
2. 職員 ※資料4-1・2参照	55	15	×7	490
3. 業務内容（考え方と実施内容）※資料4-1・2参照	35	85	×7	840
4. 児童虐待への対応	10	—	×7	70
5. 事故防止・安全対策等	10	10	×7	140
6. 受託経費（提案価格）※	30	10	×7	280
7. 衛生管理	10	—	×7	70
8. 苦情処理	10	—	×7	70
9. 広報や集客の工夫	10	10	×7	140
10. 家庭・関係機関連携	10	10	×7	140
11. こども性暴力防止法及び職員による不適切な対応（虐待）について	10	—	×7	70
＜小計＞ ②	195	145	×7	2,380
＜合計＞ ①+②				2,730

※ 提案価格による評価基準

提案価格は以下の方法にて評価及び得点を算定する。

落札率 見積金額（非課税）÷契約目途額：264,691,000 円（非課税）

価格点 $(1 - \text{落札率}) \times 1,120$

- ・落札率が 0.75 を下回る場合は、落札率を 0.75 として算定する。
- ・価格点は 280 点を上限とする。
- ・契約目途額を上回る見積金額を提出した事業者は失格とする。
- ・価格点に小数点以下が生じた場合は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。

（３）審査の項目

- a 資格要件の有無について
- b 基本要件の評価について：法人の運営理念、経営実績・経営基盤、人材育成・人員計画、児童福祉分野に対する考え方、取組等、法人の運営状況
- c 提案内容について：企画力・計画性・創造性等に関する評価
- d プレゼンテーションによる事業計画・事業提案に対する評価
- e 総合評価

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（４）審査の視点

- a 子どもや保護者からの評価の高い遊びの提供に優れていること

- b 子どもや保護者の不安の低減及び家庭教育力の向上に資する事業の提供に優れていること
- c 多くの子どもや保護者、妊婦の利用を促す工夫に優れていること
- d パルテノン多摩をはじめ、多摩中央公園、中央図書館などの関連団体や地域との連携や交流に優れ、場所特性を生かした提案に優れていること
- e 委託事業の安定した運営に関する能力があること
- f 委託事業運営の透明性が確保できること
- g 委託事業に対するサービス向上、利用者の満足度を高める方策が優れていること
- h 効率的な運営により最小の経費で最大の効果を上げる方策に優れていること
- i 委託事業の達成目標とその実施方針が優れていること
- j 個人情報保護の管理や緊急時の危機管理体制が優れていること
- k 法令を遵守していること

第 1 1 審査結果の通知

審査結果については書面にて全応募事業者あてに通知する。また、最適受託候補者及び次席者について公式ホームページで公表する。

第 1 2 事業開始までのスケジュール

・ 公示	令和 8 年 1 0 月 5 日 (月)
・ 募集締め切り	令和 8 年 1 0 月 2 0 日 (火)
・ 質問受付期限	令和 8 年 1 1 月 1 1 日 (水)
・ 質問回答	令和 8 年 1 1 月 1 6 日 (月)
・ 提案書締め切り	令和 8 年 1 1 月 2 6 日 (木)
・ 一次審査・結果通知	令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月)
・ 二次審査	令和 8 年 1 2 月 1 4 日 (月)
・ 最適受託候補者決定	令和 8 年 1 2 月 1 4 日 (月)
・ 参加者へ結果通知	令和 9 年 1 月 7 日 (木)
・ 仕様書の協議	令和 9 年 1 月 7 日 (木)
・ 委託契約の締結	令和 9 年 2 月 1 日 (月)
・ 準備引継業務	令和 9 年 2 月 1 日 (月)
	～令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)
・ 事業開始	令和 9 年 4 月 1 日 (木)

(参考資料) 子育て関連施設

○地域子育て支援拠点

妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行うため親子の交流や相談を行う。

	地域子育て支援拠点名	所在地	電話番号
1	こども家庭センター「たまっこ」子育てひろば	豊ヶ丘 1-21-3	375-0104
2	多摩保育園子育てセンター	和田 418-1	070-1582-2220
3	一ノ宮児童館	一ノ宮 1-18-7	375-4643
4	連光寺児童館	連光寺 3-57-1	338-5881
5	諏訪児童館	諏訪 2-8	375-0991
6	永山児童館	永山 3-6	373-0991
7	落合児童館	落合 6-5	371-5955
8	唐木田児童館	鶴牧 6-14	338-2277
9	桜ヶ丘集会所（桜ヶ丘児童館の代替施設）	桜ヶ丘 1-1	070-1592-0571

○利用者支援事業（こども家庭センター型施設）

各地域子育て支援拠点（子育てひろば）と連携し、子どもと家庭に関する総合相談窓口となり、情報を集約するとともに、関係機関との連絡調整を行う。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うため、母子保健と児童福祉の相談機能が一体的になった施設。

	施設名	所在地	電話番号
1	こども家庭センター「にじたま」（子ども家庭相談）	関戸 4-19-5	355-3833
2	こども家庭センター「にじたま」（母子保健）	関戸 4-19-5	376-9177

○認可保育所・認定こども園

保護者が仕事や病気等の理由により、児童を家庭において保育することができないときに、保護者に代わって保育をする施設で、児童福祉法に基づき認可された児童福祉施設。

	保育所名	所在地	電話番号
1	市立多摩保育園	和田 418-1	375-8217
2	桜ヶ丘第一保育園	和田 60-1	374-3098
3	ゆりのき保育園	永山 4-6	374-3152
4	こばと第一保育園	諏訪 4-7	374-3385
5	みさと保育所	愛宕 2-53	375-0727
6	バオバブ保育園	一ノ宮 1-20-3	375-4640
7	こぐま保育園	永山 3-5	375-4677
8	みどりの保育園	連光寺 3-57-2	375-0117
9	やまと保育園	和田 1534	373-5039
10	ピオニイ第二保育園	豊ヶ丘 4-8	372-1222
11	かおり保育園	落合 4-15	376-5311

12	かしのき保育園	諏訪 1-64	372-3475
13	こころ保育園	鶴牧 5-5	374-5115
	保育所名	所在地	電話番号
14	バオバブちいさな家保育園	一ノ宮 3-9-1	375-4701
15	りすのき保育園	唐木田 1-8-2	357-0711
16	あおぞら保育園	落合 1-5-16	375-1330
17	のびのびっこ保育園	諏訪 1-1-6	319-3431
18	あすのき保育園	諏訪 2-2-B-001	400-0360
19	あおぞらぱれっと保育園	落合 1-15-1	400-7020
20	やまとさくら保育園	関戸 4-18-2	401-8826
21	関戸みどりの保育園	関戸 2-24-27 2 階	400-6330
22	おだ学園保育園	永山 1-5 ベルブ永山 209	357-8100
23	おだ認定こども園	落合 5-7-2	376-0211
24	認定こども園 多摩みゆき幼稚園	連光寺 2-24-6	400-6996
25	認定こども園 東京大谷幼稚園	愛宕 1-51	375-0728

※23、24、25 は就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として東京都から認定された認定こども園

○認証保育所

東京都独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。1 3 時間以上の開所を基本とし、利用者は保育所と直接利用契約ができる。

	保育所名	所在地	電話番号
1	ウイズチャイルド さくらがおか幼保園	関戸 1-1-5 ザ・スクエア E-5	376-3541
2	ウイズチャイルド さくらがおかみなみ園	東寺方 1-2-11	376-3541
3	ウイズチャイルド さくらがおかこども園	一ノ宮 2-45-3	376-3541
4	ウイズチャイルド かわのこほいく園	関戸 1-20-2 サクテラスモール 301	376-3541
5	キッズガーデンかわせみ	連光寺 1-1-1	319-6300
6	永山駅前こどもの家	永山 1-4 グリナード 永山 4 階	376-5588
7	多摩センターこどもの家	落合 1-47 ニューシティ多摩センタービル 2 階	373-7773
8	みらい保育園	豊ヶ丘 1-1-4 フラワーマンションコヤタ 2	373-7115
9	多摩センターエンゼルホーム	落合 3-2 オーベルグランデ イ 多摩中央公園 1 階 104	310-0900
10	キッズサポート多摩 めぐみクラブ	鶴牧 1-25-2 ウィークステージ 多摩センター 2 階	319-6771
11	キッズサポート多摩 第二めぐみクラブ	鶴牧 1-26-3 NTT 東日本多摩ビル 3 階	313-7833

○幼稚園

幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とした学校教育法に基づく施設。

	幼稚園名	所在地	電話番号
1	認定こども園多摩みゆき幼稚園	連光寺 2-24-6	400-6996
2	富士ヶ丘幼稚園	乞田 1145	374-2600
3	緑ヶ丘幼稚園	和田 712	375-6755
4	認定こども園東京大谷幼稚園	愛宕 1-51	375-0728
5	錦秋幼稚園	永山 3-8	374-6767
6	文化学園大学附属すみれ幼稚園	諏訪 4-11	374-7427
7	諏訪幼稚園	諏訪 5-3	374-6141
8	せいとく幼稚園	落合 4-12	376-6111
9	おだ認定こども園	落合 5-7-2	376-0211

○児童館

地域における子どもたちの交流の場として、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが毎日思う存分遊んでいくなかで健全育成を図る施設。

	児童館名	所在地	電話番号
1	一ノ宮児童館	一ノ宮 1-18-7	375-4643
2	永山児童館	永山 3-6	373-0991
3	愛宕児童館	愛宕 1-65-3	373-7677
4	諏訪児童館	諏訪 2-8	375-0991
5	連光寺児童館	連光寺 3-57-1	338-5881
6	豊ヶ丘児童館	豊ヶ丘 5-6	338-5882
7	東寺方児童館	東寺方 626-7	338-5883
8	桜ヶ丘児童館（改修のため休館中）	桜ヶ丘 1-17-7	070-1592-0571
9	落合児童館	落合 6-5	371-5955
10	唐木田児童館	鶴牧 6-14	338-2277

○学童クラブ

保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10才未満の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

	学童クラブ名	所在地	電話番号
1	東寺方小学童クラブ第一・第二・第三	東寺方 100	372-7979 338-5338
2	第一小学童クラブ第一・第二	関戸 3-2-23	375-7200
3	第一小学童クラブ第三	関戸 3-19-1	339-0344
4	永山学童クラブ	永山 3-6	372-7980

5	永山第二学童クラブ	永山 5-18	371-4921
6	永山小学童クラブ	永山 2-8-1	376-7273
	学童クラブ名	所在地	電話番号
7	愛和小学童クラブ	愛宕 1-54	372-7981
8	愛宕南学童クラブ	愛宕 3-5	372-1667
9	連光寺小学童クラブ	連光寺 3-64-1	372-7982
10	聖ヶ丘学童クラブ	聖ヶ丘 2-21-1	371-8981
11	貝取小学童クラブ	貝取 3-9	372-7983
12	豊ヶ丘小学童クラブ	豊ヶ丘 2-4-1	374-2551
13	第二小学童クラブ第一・第二	和田 75	375-9955
14	諏訪学童クラブ	諏訪 2-8	372-7985
15	北諏訪小学童クラブ第一・第二	諏訪 1-60-1	371-7511 401-9440
16	諏訪南学童クラブ	諏訪 5-1	375-3301
17	西落合小学童クラブ第一・第二・第三	落合 5-6	371-5920
18	落合第二学童クラブ	落合 4-13	371-8060
19	東落合小学童クラブ	落合 3-24	372-3444
20	大松台小第一学童クラブ	鶴牧 6-4	371-1151
21	大松台小第二学童クラブ	鶴牧 6-4	371-8511
22	南鶴牧小学童クラブ第一	鶴牧 5-43	372-5733
23	南鶴牧小学童クラブ第二	鶴牧 5-43	374-0223